

告 示

埼玉県告示第千二百三十八号

次の表の上欄に掲げる病院は、救急業務に関し協力する旨の申出が撤回されたため、同表の下欄に掲げる撤回日をもって救急病院等を定める省令（昭和三十九年厚生省令第八号）第一条第一項に規定する救急病院でなくなった。

平成三十年十一月二十六日

埼玉県知事 上 田 清 司

病院		撤回日
名称	所在地	
東鷲宮病院	埼玉県久喜市桜田三丁目九番地 三号	平成三十年 十一月二日